

令和8年度山形県中心市街地・商店街活性化支援事業費補助金  
(まちづくり人材育成チャレンジ支援事業) 交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、中心市街地又は商店街（以下「商店街等」という。）におけるまちづくり活動の後継者を育成・確保し、商店街等の持続的発展を図るため、市町村が第2条に規定する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

(補助事業及び間接補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、商店街等の持続的発展に向けた取組みを行う次のいずれかに該当する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し市町村が補助金を交付する事業とする。ただし、令和7年度に同様の補助事業を実施していた場合にあっては、令和8年度に補助上限額又は補助率の引上げを行う場合に限るものとする（補助上限額又は補助率の定めがない場合を除く。）。

- (1) 山形県が実施するまちづくり人材育成セミナー又は知事が適当と認める市町村が実施するまちづくり人材の育成に資するセミナー（以下「セミナー」という。）の参加者及び令和9年3月31日時点で16歳以上40歳以下の若者（以下「若者」という。）が参画する第3条に掲げる事業の実施主体となる団体（法人格の有無は問わない。）
- (2) セミナー参加者（参加予定者を含む。）の若者（個人）
- (3) 前2号のいずれかに該当する者の取組みを支援する団体であって市町村が適当と認めるもの

(間接補助事業)

第3条 市町村の補助金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 第2条第1号又は第2号に掲げる間接補助事業者が、山形県内の商店街等において、地域のまちづくり関係者との協働により、賑わいの創出や地域課題の解決に取り組む事業
- (2) 第2条第3号に掲げる間接補助事業者が、前号の事業に対して補助金、交付金又は負担金を交付する事業

(間接補助対象経費)

第4条 間接補助金の交付の対象となる経費（以下「間接補助対象経費」という。）は、間接補助事業の実施に直接必要な令和8年4月1日以降における次に掲げる経費で、知事が必要かつ適当と認めるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 広告宣伝費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 賃借料
- (8) 委託費
- (9) 備品購入費
- (10) 補助金、交付金及び負担金（第3条第2号に掲げる事業に要するものに限る。）
- (11) その他知事が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、市町村が交付した間接補助金の2分の1に相当する額又は200千円のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書(規則別記様式第1号)の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(別記様式第1号)
- (2) 構成員名簿(別記様式第1号の2)
- (3) 収支予算書(別記様式第2号)
- (4) 間接補助金の交付に関する規程写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該市町村に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費総額の3割以内の増減(ただし、補助金の額の増を伴う変更を除く。)
- (2) 補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)に第6条各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第4号)を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遅延等報告書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書(規則別記様式第2号)の提出は、実施状況の具体的内容を記載した書類を添付して、知事が報告を求めた後速やかに行うものとする。

(実績報告等)

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年4月15日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)
- (3) 市町村が提出を受けた間接補助事業に係る実績報告書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の支払)

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 市町村は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第6号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 市町村は、概算払により補助金の交付を受けたときは、遅滞なく間接補助事業者に補助金を交付しなければならない。

（財産の管理）

第12条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにし、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 規則第22条第2号に規定する知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件500千円以上の不動産及びその従物とする。

- 2 市町村が規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（帳簿等の備付等）

第14条 市町村は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間整理保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月3日から施行する。